

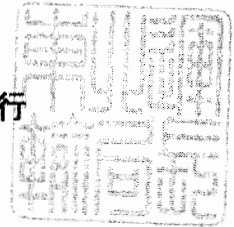
# 公 示

公示第 8 1 号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」の一部を次のとおり改正したので公示する。

平成 2 1 年 1 0 月 1 日

東北運輸局長 木場 宣行



1. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 1 4 年 1 月 1 5 日付け公示第 8 6 号）の一部を別添 1 のように改正する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成 1 4 年 1 月 1 5 日付け公示第 8 6 号）の一部を別添 2 のとおり改正する。

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月15日付け東北運輸局長公示第85号）の新旧対照表

現行	改正
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第 8 5 号</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第 8 5 号</p>
<p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">平成 1 4 年 1 月 1 5 日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 島 田 知 明</p>	<p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">平成 1 4 年 1 月 1 5 日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 島 田 知 明</p>
<p>1. 運賃</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 距離制運賃 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 距離制運賃の割引</p> <p>① 公共的割引</p> <p>(7) 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。</p> <p>(イ) 知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。</p> <p>(ウ) (7)、(イ)以外の法令等で対象が限定される者に対する福祉的な割引については、以下のa～cに掲げる者その他の対象者の種類ごとに、事業者の申請に基づき個別に設定するものとし、割引率は1割とする。</p> <p>a 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>b 被爆者 原子爆弾被爆者援護法に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者</p> <p>c 戦傷病者 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者</p>	<p>1. 運賃</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 距離制運賃 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 距離制運賃の割引（公共的割引）</p> <p>① 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。</p> <p>② 知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。</p> <p>③ ①、②以外の法令等で対象が限定される者に対する福祉的な割引については、以下の(7)～(ウ)に掲げる者その他の対象者の種類ごとに、事業者の申請に基づき個別に設定するものとし、割引率は1割とする。</p> <p>(7) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(イ) 被爆者 原子爆弾被爆者援護法に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者</p> <p>(ウ) 戦傷病者 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者</p> <p>④ 適用方法</p> <p>(7) 公共的割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。</p> <p>(イ) 公共的割引は、遠距離割引及び営業的割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。</p>

② 遠距離割引

遠距離割引は、3,000円（地域の実情に応じてこれより低い金額を東北運輸局長が定めることができる。）以上の一定のメーター表示額（基準額という。）に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用するものとし、割引は基準額を超える部分の額に一定割合を乗じた額を割り引く方法で行うものとする。

割引の方法については、利用者への分かりやすさを担保するため原則として、基準額及び割引率を逡増させる場合の区切りの額については1,000円単位とし、割引率は1割単位とするものとする。

③ 営業的割引

主に需要喚起を目的として設定される運賃の割引（①及び②を除く。）であって、利用者間に不当に差別的取扱いをするものでなく、かつ、他の事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないと認められる場合に設定されるものとする。

(7) 割引率

割引率については、特段の定めがない限り、事業者の申請に基づき設定することができるものとする。

(イ) 割引の種類等

割引の種類は、次に掲げるもののほか、事業者の申請に基づき設定することができるものとする。

a タクシークーポン券割引・プリペイドカード割引  
タクシークーポン券、プリペイドカード等の購入者に対して適用する割引。

b その他の営業的割引

i 利用回数・金額割引  
一定の利用回数及び利用金額に応じた運賃の割引（viiiに該当するものを除く。）。

ii 往復割引  
同一の区間を往復運送する場合の運賃の割引。

iii 定期券割引  
一定の通用期間内において、特定の区間を不定回数利用する場合の割引。

iv 回数券割引  
一定の通用期間内において、特定の区間を一定回数利用する場合の割引。

v 乗り継ぎ割引  
他の交通機関と乗継ぎを行う場合又は他の交通機関と組み合わせて乗車券等を販売する場合に適用できる運賃の割引。

三 距離制運賃の割引（遠距離割引及び営業的割引）

① 遠距離割引及び営業的割引については、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことが認められる場合であって、運転者の労働条件の確保が図られていると認められる場合に設定されるものとする。

② 遠距離割引は、一定のメーター表示額（基準額という。）に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用するものとし、割引は基準額を超える部分の額に一定割合を乗じた額を割り引く方法で行うものとする。

割引の方法については、利用者への分かりやすさを担保するため原則として、基準額及び割引率を逡増させる場合の区切りの額については1,000円単位とし、割引率は1割単位とするものとする。

③ 営業的割引は、クーポン券割引、利用回数・金額割引など主に需要喚起目的として設定される運賃の割引（公共的割引及び遠距離割引を除く。）とする。

削除

vi 大量配車・団体割引

同時に複数台数の配車要請又は所定の人数以上の団体による配車要請があった場合に適用する運賃の割引。

vii 特定日割引

需要の少ない特定の曜日等割引の対象となる日を限定した運賃の割引。

viii 大口割引

営業所において一定期間以上継続して相当の額の運送契約が締結される場合に適用する運賃の割引。

割引率は、事業者の申請に基づき、3割以内の範囲で、利用金額、利用回数、契約期間等に応じて段階的に設定できるものとし、運送契約ごとに適用できるものとする。

ix 主催旅行割引

旅行会社が企画・募集・販売する主催旅行に係る運送契約を当該旅行会社と締結する場合に適用する運賃の割引。

割引率は、事業者の申請に基づき、5割以内の幅で設定することができるものとし、運送契約ごとに適用できるものとする。

削除

④ 適用方法

(7) ①、②の割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。

(イ) ③の割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ウ) ①～③の各区分の割引は重複して適用するものとするが、①～③の同一区分内において複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

ただし、③(イ) aの割引については、同一区分内において重複して適用することができるものとする。

④ 適用方法

(7) 遠距離割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。

(イ) 営業的割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ウ) 遠距離割引及び営業的割引は、それぞれ重複して、又は、それぞれが公共的割引と重複して適用するものとする。

(4) 時間制運賃

イ・ロ (略)

ハ 時間制運賃の割引

① 公共的割引

(3)ハ①の規定は、時間制運賃の公共的割引について準用する。

② 営業的割引

(7) (3)ハ③の規定は、時間制運賃の営業的割引について準用する。

(イ) (略)

③ 適用方法

(7) (イ) (略)

(ウ) ①及び② (②(7)において準用する(3)ハ③を含む。)の各区分の割引は重複して適用するものとするが、①及び② (②(7)において準用する(3)ハ③を含む。)の同一区分内において複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

ただし、②(7)において準用する(3)ハ③(イ) aの割引については、同一区分内 (この場合にあっては②の区分内) において重複して適用することができるものとする。

(5) (略)

(4) 時間制運賃

イ・ロ (略)

ハ 時間制運賃の割引

① 公共的割引

(3)ハの規定は、時間制運賃の公共的割引について準用する。

② 営業的割引

(7) (3)二のうち、営業的割引に係る規定は、時間制運賃の営業的割引について準用する。

(イ) (略)

③ 適用方法

(7) (イ) (略)

(ウ) ①及び② (②(7)において準用する(3)ハを含む。)の各区分の割引は重複して適用するものとするが、①及び② (②(7)において準用する(3)ハを含む。)の同一区分内において複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

←削除

(5) (略)

2～4 (略)

附則

- (1) 改正後の規定は、平成14年2月1日以降に申請のあったものから適用するものとする。
- (2) 1(3)ロ、2(2)イ・ロ、3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として地方運輸局長が定める地域において普通車の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成14年4月18日 公示第6号 一部改正）

本件公示は平成14年4月18日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附則（平成14年7月23日 公示第50号 一部改正）

本件公示は平成14年7月23日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附則（平成16年9月30日 公示第57号 一部改正）

- (1) 改正後の規定は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。ただし、3に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。

附則（平成18年9月29日 公示第87号 一部改正）

- (1) 改正後の規定は、平成18年10月10日以降に申請のあったものから適用する。ただし、3に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。

附則（平成18年11月9日 公示第106号 一部改正）

- (1) 改正後の規定は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。
- (2) 1(3)ロ、3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として東北運輸局長が定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては東北運輸局長の定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成19年8月24日 公示第59号 一部改正）

- (1) 改正後の規定は、平成19年9月1日以降に処分するものから適用する。
- (2) 1(3)ロ、3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として東北運輸局長が定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては東北運輸局長の定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

2～4 (略)

(略)

附則（平成21年10月1日 公示第81号 一部改正）

改正後の規定は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

(別表) (略)

(別表) (略)

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年1月15日付け東北運輸局長公示第86号）の新旧対照表

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">公 示 公示第86号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年1月15日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 島 田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 運賃適用地域 運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続きをまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として別途東北運輸局長が定める地域（以下「運賃適用地域」という。）において普通車（普通車の車種区分がない地域においては東北運輸局長の定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。（以下同じ。））申請については、運賃適用地域ごとに行う。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 自動認可運賃の設定及び認可申請の取扱について (1) (略) (2) 自動認可運賃に該当しない運賃に係る認可申請の取扱い 自動認可運賃に該当しない運賃の認可申請で運賃改定申請以外のものの認可に当たっては、認可要件に沿って、<u>不当な競争を引き起こすおそれがないかどうかや不当に差別的なものでないか等を個別に審査する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示 公示第86号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年1月15日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 島 田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 運賃適用地域 運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続きをまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として別途東北運輸局長が定める地域（以下「運賃適用地域」という。）において普通車（普通車の車種区分がない地域においては東北運輸局長の定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。<u>以下同じ。</u>）申請については、運賃適用地域ごとに行う。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 自動認可運賃の設定及び認可申請の取扱について (1) (略) (2) 自動認可運賃に該当しない運賃に係る認可申請の取扱い 自動認可運賃に該当しない運賃の認可申請で運賃改定申請以外のものの認可に当たっては、認可要件に沿って、<u>適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがない</u></p>

(3) (略)

5. 定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の取扱について

定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金については、運賃改定時以外においても随時申請が行えるものとし、その多様化を図ることに留意しつつ、以下のとおり取り扱うこととする。

この場合において、処理の迅速化を図るため、(1)、(2)イ、(3)及び(4)に規定する申請のうち、運賃適用地域において既に定着（利用者の著しい混乱が生じていないこと及び不当な競争を引き起こす状況にないことについて確認がなされたものをいう。以下同じ。）しているものと認められるものについては、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示するものとする。

また(2)イ、ロ及び(3)に規定する申請のうち、当該割引又は割増率の引き下げを行うことによって生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることについて確認がなされた場合（確認を行おうとする場合を含む。以下同じ。）には、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書の一部の添付を省略することができる場合として公示するものとする。当該公示に当たっては、当該運賃の割引又は割増率の引き下げに関する直近（少なくとも申請日前6か月間）の輸送実績、運送収入、実績年度の総運送収入等の書類（以下「簡素化した書類」という。）の添付をもって足りることとする旨を併せて公示するものとする。

(1) (略)

(2) 運賃の割引に係る申請の処理

以下に掲げる運賃の割引に係る認可申請については、認可要件に沿って、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないか、又は他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないかについて審査することとする。

イ 遠距離割引及び営業的割引

遠距離割引及び営業的割引に係る認可申請については、当該申請に係る運賃適用地域において既に定着しており、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときには、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

また、これらの認可申請に係る運賃の割引が、当該割引を行うことによ

ことを個別に審査することとする。

(3) (略)

←削除

←削除

←削除

(1) (略)

(2) 運賃の割引に係る申請の処理

以下に掲げる運賃の割引に係る認可申請については、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

審査に当たっては、特に、自動認可運賃に該当しない運賃の審査に係る考え方を適用して、割引運賃を実施した後の事業者の運賃収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかについて個別に審査することとする。

イ 遠距離割引及び営業的割引

遠距離割引及び営業的割引の認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況（増収率、運転者1人当賃金上昇率及び運転者に係る営業収入に占める賃金支給率の変動状況等。以下同じ。）を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていな



って生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることについて確認がなされたものとして施行規則第10条の3第3項の規定に基づき公示したものに該当するときは、簡素化した書類の添付をもって足りることとし、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

ロ 試行的な割引

運賃の割引の多様化を図るとの観点から、事業者の創意工夫による新たな運賃の割引については、期間、地域、利用者等について限定を付した上で、当該割引を行うことによって生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることについて確認がなされたものとして施行規則第10条の3第3項の規定に基づき公示したものに該当するときは、簡素化した書類の添付を持って足りることとし、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

(3) 運賃の割増率の引き下げ等に係る申請の処理

運賃の割増率の引き下げ（廃止を含む。以下同じ。）に係る認可申請については、認可要件に沿って、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないか、又は他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないかについて審査することとする。

運賃の割増率の引き下げについては、割増率の引き下げを行うことによって生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることについて確認がなされたものとして施行規則第10条の3第3項の規定に基づき公示したものに該当するときは、簡素化した書類の添付をもって足りることとし、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うもの

いと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

① 認可の期限は原則1年間とすること。

② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。

③ 関係法令違反（労働基準法違反、最低賃金法違反、社会保険等未加入、道路交通法違反、改善基準告示違反等。以下同じ。）により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

ロ 試行的な割引

事業者の創意工夫による新たな運賃の割引については、地域、利用者等について限定を付した上で認可するものとするが、その他、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

① 認可の期限は原則1年間とすること。

② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。

③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

(3) 運賃の割増率の引き下げ等に係る申請の処理

運賃の割増率の引き下げ（廃止を含む。以下同じ。）に係る認可申請については、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

審査に当たっては、特に、自動認可運賃に該当しない運賃の審査に係る考え方を適用して、割引運賃を実施した後の事業者の運賃収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかについて個別に審査することとする。

とする。

#### (4) 料金に係る申請の処理

料金に係る認可申請については、料金水準がサービスの内容に対応したものであることを確認の上、認可料金に沿って、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないか、若しくは旅客が利用することを困難にするおそれがないか、又は他の事業者との間に不当な競争を引き起こす恐れがないかについて審査することとする。

また、当該申請のあった料金が当該申請に係る運賃適用地域において既に定着しており、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときには、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

#### 6. ケア輸送サービスの運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の取扱いについて

ケア輸送サービスにかかる運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の認可の申請については、運賃制度及び審査基準の弾力的な取扱いを図るとともに、別紙4第4その他3. に規定される場合を除き、申請の公示を省略できることとし、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

また、申請に係る運賃適用地域において既に定着しているものと同様のものについては、速やかに認可を行うものとする。

7～8. (略)

なお、認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

① 認可の期限は原則1年間とすること。

② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。

③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

#### (4) 料金に係る申請の処理

料金に係る認可申請については、料金水準がサービスの内容に対応したものであることを確認の上、認可要件に沿って、料金を含めた事業者の収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと、旅客が利用することを困難にするおそれがないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

←削除

#### 6. 福祉輸送サービスの運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の取扱いについて

福祉輸送サービスにかかる運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の認可の申請については、運賃制度及び審査基準の弾力的な取扱いを図るとともに、別紙4第4その他3. に規定される場合を除き、申請の公示を省略できることとし、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

また、申請に係る運賃適用地域において既に定着しているものと同様のものについては、速やかに認可を行うものとする。

附 則

1. 本件公示は、平成14年2月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。
2. 平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は以下のような取扱とする。
  - (1) 1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とする。
  - (2) 4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を上限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を上限とし、平成14年1月31日現在の免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と、課税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離は免税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離と同一とするものとする。
3. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金改定申請の審査基準について」(平成10年5月1日公示第14号)は、平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則 (平成14年4月18日 公示第7号 一部改正)

本件公示は、平成14年4月18日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成14年7月1日 公示第36号)

本件公示は、平成14年7月1日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成14年7月23日 公示第51号)

本件公示は、平成14年7月23日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成16年5月17日 公示第10号)

本件公示は、平成16年5月17日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。

附 則 (平成16年9月30日 公示第57号)

改正後の規定は、平成16年10月以降に申請のあったものから適用する。

附 則 (平成18年11月9日 公示第106号)

改正後の規定は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用す

(略)

<p>る。</p> <p>附 則（平成19年11月8日 公示第95号）  改正後の規定は、平成19年11月9日から適用する。ただし、記2（2）の規定に関しては、本公示改正時点において、現に運賃改定手続を中断している地域については、記2（2）②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示改正時点から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。</p> <p>附 則（平成21年1月23日 公示第145号）  改正後の規定は、平成21年1月23日以降に処分するものから適用する。</p>	<p>（略）</p> <p>附 則（平成21年10月1日 公示第81号 一部改正）  改正後の規定は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。</p>
<p>（別紙1～2）（略）</p>	<p>（別紙1～2）（略）</p>
<p>（別紙3）  自動認可運賃の設定方法</p> <p>1. 距離制運賃  (1) 下限運賃  下限運賃の初乗運賃額は次の算式により算出する。  下限初乗運賃＝上限初乗運賃額×  <math display="block">\frac{\text{平成14年1月31日現在における小型・免税事業者の下限初乗運賃額}}{\text{平成14年1月31日現在における中型・課税事業者の上限初乗運賃額}}</math> (注) 運賃額の端数は、いずれも10円単位に切り上げた額とする。  加算運賃額は上限運賃額の加算運賃額と同額とし、その加算距離は次の算式により算出する。  加算距離＝距離制上限加算距離  <math display="block">\div (\text{距離制下限初乗運賃額} \div \text{距離制上限初乗運賃額})</math> (注) 加算距離は、1m単位に四捨五入する。  (2) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>（別紙3）  自動認可運賃の設定方法</p> <p>1. 距離制運賃  (1) 下限運賃  下限運賃の初乗運賃額は、次の算式により算出する。  下限初乗運賃額＝上限初乗運賃額×  <u>別表1の分類に基づき算出した各運送原価の走行キロ当たり単価の総和</u>  <u>上限運賃の査定における総運送原価の走行キロ当たり単価</u>  (注) <u>運賃額の端数は、いずれも10円単位に切り上げた額とする。</u>  <u>別表1の分類に基づき事業者による差異を認めた経費については、その用いる額が合理的な数値となっているかどうか確認し、必要に応じて補正を行うこととする。</u>  (2) (略)</p> <p>2. (略)</p>
<p>（別紙4）  自動認可運賃等の申請に対する処理手順等</p>	<p>（別紙4）  自動認可運賃等の申請に対する処理手順等</p>

第1 自動認可運賃の設定

別紙2別添により算出した上限運賃を用いて、距離制運賃及び時間制運賃の自動認可運賃を設定するものとする。

自動認可運賃を設定した時は、速やかにこれを公示する。

第2 申請に対する処理手続

1 (略)

2 運賃の認可

公示後2週間経過した後、東北運輸局長は自動認可運賃の申請については、速やかにこれを認可する。

なお、上記1による申請額の変更がない場合は、次により処分を行うこととする。

(1) 申請の初乗運賃額が上限運賃を上回っている場合

上限運賃額に修正して認可することとする。

(2) 申請の初乗運賃額が自動認可運賃を下回っている場合

当該申請について第3自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領により個別に判断をすることとする。

(3) 申請の初乗運賃額が自動認可運賃の範囲内にあるが自動認可運賃に適合しない運賃の場合

距離制運賃については、初乗運賃額が申請初乗運賃額と同じ自動認可運賃（初乗運賃と加算運賃の比率が自動認可運賃と同等であって、加算距離を、加算運賃額が自動認可運賃の加算運賃額以下となるように設定したものを含む。）を認可することとする。

時間制運賃については、初乗運賃額が申請初乗運賃額にもっとも近い自動認可運賃を認可することとする。

第3 自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領

第1 自動認可運賃の設定

別添2により算出した上限運賃を用いて、距離制運賃及び時間制運賃の自動認可運賃を設定するものとする。

第2 申請に対する処理手続

1 (略)

2 運賃の認可

公示後2週間経過した後、地方運輸局長は自動認可運賃の申請については、速やかにこれを認可することとする。なお、運転者の労働条件の改善を図ることを目的とした運賃改定について認可する場合は、事業者に対し、運転者の労働条件の改善のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の改善の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

また、今後の運賃改定において、改定を行わなかった結果、認可運賃が実質的に自動認可運賃の下限を下回る運賃となった場合には、その時点で認可に原則1年の期限を付すこととする旨及び自動認可運賃に該当しない運賃と同様に取り扱う旨の条件を付すこととする。

(略)

第3 自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領

申請運賃が当該運賃適用地域の自動認可運賃（第2 2（3）に掲げるものを含む。）に該当せず、かつ、運賃改定を伴わない運賃に係る申請については、以下のとおり処理する。

### 1 原価及び収入の算定

申請者において実績年度の原価及び収入をもとに、別紙2第2項から第8項（第6項中適正利潤は運賃原価から除外する。）により算定した（これによらない場合は、合理的な理由を付した上でこれに準じた形で算定した）書類を作成の上申請書に添付して提出することを求めることとする。

東北運輸局長においては、この添付書類をもとに、平年度における申請者の原価及び収入を査定することとする。ただし、人件費については、申請者の運転者1人当たり平均給与月額（福利厚生費を含む。以下同じ。）が原価計算対象事業者の運転者1人当たり平均給与月額の平均の額（以下「標準人件費」という。）の10%を超えて下回っているときは、

(1) 労使間で当該申請について了解がある場合、又は  
(2) 過去2年間に労働基準法（昭和22年法律第49号）違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）違反が認定されていない場合は申請者の実績値を用い、その他の場合には標準人件費を10%下回る額で人件費を査定することとする。

### 2（略）

### 3 申請に対する処分

(1) 申請額が運賃査定額以上である場合は申請額で認可することとする。また、申請額が運賃査定額に満たない場合は運賃査定額を申請者に通知し、通知後2週間以内に申請額を運賃査定額に変更することができることとする。変更申請がない場合は、当該申請による運賃を設定することによる労働条件への影響等についても審査の上、その適否を判断することとする。

申請運賃が当該運賃適用地域の自動認可運賃（第2 2（3）に掲げるものを含む。）に該当せず、かつ、運賃改定を伴わない運賃に係る申請については、以下のとおり処理する。

### 1 原価及び収入の算定

申請者において実績年度の原価及び収入をもとに、別紙2第2から第8により算定した（これによらない場合は、合理的な理由を付した上でこれに準じた形で算定した）書類を作成の上申請書に添付して提出することを求めることとする。

東北運輸局長においては、この添付書類をもとに、平年度における申請者の原価及び収入を査定することとする。

ただし、人件費については申請者の運転者1人当たり平均給与月額（福利厚生費を含む。以下同じ。）が原価計算対象事業者の運転者1人当たり平均給与月額の平均の額（以下「標準人件費」という。）を下回っているときは、標準人件費で人件費を査定することとする。

人件費以外の原価については、別表2の分類により、各原価ごとに、申請者の実績値又は原価計算対象事業者の走行キロ当たりの原価に基づき査定する。ただし、後者のものにあっても、申請事業者の事業形態等に鑑みて、申請事業者の実績値に基づき査定することに十分な合理性が認められる場合にはこれを妨げない。

なお、申請事業者の実績値に基づき査定する場合には、その値が当該事業者の事業の実態を適切に反映した値となっているかどうかについて、当該事業者の事業計画との照合等により十分に確認するものとする。

新規参入事業者から申請があった場合は、少なくとも1年間は自動認可運賃を採用することを指導することとする。また、審査に当たっては、類似した事業を行っている事業者の実績値、または同一地域で申請運賃を実施している事業者の実績値をもとに査定することとする。

### 2（略）

### 3 申請に対する処分

(1) 申請額が運賃査定額以上である場合は、申請額で認可することとする。また、申請額が運賃査定額に満たない場合は運賃査定額を申請者に通知し、通知後2週間以内に申請額を運賃査定額に変更することができることとする。変更申請がない場合は、当該申請を却下する。

(2)申請の認可に当たっては、初乗運賃と加算運賃の比率が当該運賃適用地域における上限運賃の比率と同等のものとなるような加算距離とすることとする。また、加算距離は、加算運賃額が自動認可運賃の加算運賃額となるように設定することとする。

(2)申請の認可に当たっては、地域における事業者のシェア、地域における流し営業の比率及び地域における運転者の賃金体系の特徴等を勘案し、不当な競争を引き起こすこととなるおそれについても審査することとする。

(3)申請の認可に当たっては、初乗運賃と加算運賃の比率が当該運賃適用地域における上限運賃の比率と同等のものとなるような加算距離とすることとする。また、加算距離は、加算運賃額が自動認可運賃の加算運賃額以下となるように設定することとする。

(4)申請の認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

① 認可の期限は原則1年間とすること。

② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。

③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

(5)現に認可されている運賃のうち、認可後の経済社会情勢の変化などにより、不当な競争を引き起こすこととなるおそれが生じていると認められるものについて、それが旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められる場合には、道路運送法第31条に基づく事業改善命令により、運賃の変更を命ずることとする。

なお、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められる場合に該当するか否かの認定については、当該運賃を認可した時点からの経済社会情勢の変化の状況などを勘案し、当該運賃を実施し続けることが利用者の保護を著しく欠く事態を招いていないかどうか等について総合的に判断することとする。

#### 第4 その他

##### 1 距離制運賃の初乗距離の短縮について

#### 第4 その他

距離制運賃において、初乗距離を短縮する場合については、制度通達1(3)イ⑤を満たすことが必要であるが、さらに、初乗距離に達した際、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、4.(1)に規定する自動認可運賃に係る認可申請があったものとみなす。ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。

なお、初乗距離を短縮する申請にあつては、①運賃内容が利用者に分かり易く表示され、また、周知されること、②運転者の近距離旅客に対する敬遠防止について事業者の適切な指導・教育が十分行われること、について当該申請者を指導することとする。

#### 2 時間制運賃の初乗時間等の短縮について

時間制運賃において、初乗時間又は加算時間を短縮する場合については、当該短縮の結果、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、4.(1)に規定する自動認可運賃にかかる認可申請があったものとみなす。ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。

なお、時間制運賃額の計算上、運賃額に端数が生じることとなる場合は、利用者の不利とならないよう調整するものとする。

#### 3 福祉輸送サービスに係る一定の幅での運賃の設定について

制度通達4.の規定により、福祉輸送サービスに係る一定の幅での運賃を設定する場合にあつては、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の書類の添付が必要ないと認める場合として公示したときは、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

#### 4 個人タクシー事業者に係る運賃認可の取扱いについて

個人タクシー事業者が、自動認可運賃を下回る運賃を設定しようとする場合であつて、既存の法人タクシー事業者の申請にかかる原価の算定に当たっては、当該申請にかかる運賃適用地域における原価計算対象事業者の標準人件費の9割に相当する額を所要の人件費として計上するものとする。

#### 1 距離制運賃の初乗距離の短縮について

距離制運賃において、初乗距離を短縮する場合については、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成13年10月26日付け国自旅第100号。以下「制度通達」という。)1(3)イ⑤を満たすことが必要であるが、さらに、初乗距離に達した際、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、本紙4.(1)に規定する自動認可運賃に係る認可申請があったものとみなす。ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。

#### 2 時間制運賃の初乗時間等の短縮について

時間制運賃において、初乗時間又は加算時間を短縮する場合については、当該短縮の結果、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、本紙4.(1)に規定する自動認可運賃に係る認可申請があったものとみなす。ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。

←削除

#### 4 個人タクシー事業者に係る運賃認可の取扱いについて

個人タクシー事業者が、自動認可運賃を下回る運賃を設定しようとする場合にあつては、申請に係る運賃適用地域における既存の法人タクシー事業者において認可されている最低の運賃を下回る運賃は認めないこととする。

(別紙5)(別添1~2) (略)

(別紙5)(別添1~2) (略)